

令和5年4月から「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」が変更になります。

◆医療情報・システム基盤整備体制充実加算

改定前	改定後
<p>初診時（月1回）</p> <p>医療情報・システム基盤整備体制充実加算1 4点</p> <p>医療情報・システム基盤整備体制充実加算2 2点</p>	<p>令和5年4月1日～12月31日までの間に限り</p> <p>初診時（月1回）</p> <p>医療情報・システム基盤整備体制充実加算1 6点</p> <p>医療情報・システム基盤整備体制充実加算2 2点</p> <p>再診時（月1回）</p> <p>医療情報・システム基盤整備体制充実加算3 2点</p>

- 初診時に医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定した月は、再診時の加算は算定できない。
- 加算の算定に当たっては、他院からの処方を含めた薬剤情報や必要に応じて健診情報等を問診等により確認する。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算のオンライン請求要件に係る特例措置について

オンライン資格確認等システムを導入した保険医療機関が、オンライン請求を行っていない場合において、オンライン請求を令和5年12月31日までに開始する旨を地方厚生局長等に届け出た場合には、医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定可能とする。

【疑義：医療情報・システム基盤整備体制充実加算】

問1 「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和5年厚生労働省告示第17号）による改正後の「基本診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第62号）において、「令和5年12月31日までに療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を開始する旨の届出を行っている保険医療機関については、同日までの間に限り、第3の3の7の(1)に該当するものとみなす。」とされたが、当該届出を行った保険医療機関において、令和5年12月31日までに、電子情報処理組織の使用による請求が開始されていない場合について、どのように考えればよいか。

(答) 令和5年12月31日時点で電子情報処理組織の使用による請求が開始されていない場合については、届出時点で医療情報・システム基盤整備体制充実加算の要件を満たさなかつたものとして取り扱う。

問2 問1について、「電子情報処理組織の使用による請求を開始」とは、どのような状況を指すのか。

(答) 「保険医療機関又は保険薬局に係る光ディスク等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」(平成18年4月10日 保総発第0410第1号(最終改正;令和3年12月3日 保連発1203第1号))別添 電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領の別添1 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出を審査支払機関に提出していればよい。

問3 区分番号「A000」初診料の注13に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、別紙様式5を参考とした初診時間診票を用いて問診を行う場合、問診項目の「この1年間で健診を受診したか」について歯科健診を含んでも差し支えないか。

(答) 差し支えない。

問4 区分番号「A001」再診料の注10に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算3について、患者が診療情報の取得に同意しなかった場合の算定は、どのようにすればよいか。また、患者の個人番号カードが破損等により利用できない場合や患者の個人番号カードの利用者証明用電子証明書が失効している場合の算定は、どのようにすればよいか

(答) いずれの場合も、医療情報・システム基盤整備体制充実加算3を算定する。なお、加算の算定に当たっては、他院からの処方を含めた薬剤情報や必要に応じて健診情報等を問診等により確認する。

問5 区分番号「A001」再診料の注10に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算3について、薬剤情報や必要に応じて健診情報等を問診等により確認した結果、前回の診察から薬剤情報等の変更がなかった場合について、どのように考えればよいか。

(答) 医療情報・システム基盤整備体制充実加算3を算定する。

問6 区分番号「A001」再診料の注10に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算3の算定にあたっては、「他院からの処方を含めた薬剤情報や必要に応じて健診情報等を問診等により確認する。」とされているが、確認する健診情報等についてどのように考えればよいか。

(答) 医療情報・システム基盤整備体制充実加算3を算定する日に実施する歯科診療に必要な健診情報等(歯科健診を含む。)を確認する。

問7 区分番号「A001」再診料の注10に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算3について、施設基準を満たす医療機関の歯科医師が歯科訪問診療で再診を行う場合は算定できるか。

(答) 算定できない。

～厚生労働省のWebサイトより抜粋～

医療情報・システム基盤整備体制充実加算のオンライン請求要件に係る特例措置について

特例措置の概要

医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定する保険医療機関・薬局の施設基準として、オンライン請求を行っていることが要件とされているところ、オンライン請求を行っていない保険医療機関・薬局がオンライン請求を令和5年12月31日までに開始する旨の届出を行った場合には、令和5年12月31日までの間に限り、この要件を満たすものとみなします。

届出期限

令和5年4月診療分から算定する場合：

令和5年3月1日から令和5年4月10日までに提出すれば、4月1日に遡って算定できます。

ただし、地方厚生（支）局等の窓口は4月1日以降に届出が集中し、混雑が予想されることから、原則令和5年3月31日までに届出してください。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定は、令和5年4月届出分を除き、届出の翌月からの算定となります。

（届出の最終期限は令和5年12月1日）

届出方法について

原則エクセルファイルを下記メールアドレスに送付することにより届出してください。このとき、エクセルファイルはPDF化を行わず、エクセルファイルのままお送りください。なお、やむを得ず紙媒体にて届出を行う場合は、保険医療機関・薬局の所在地を所管する地方厚生（支）局に郵送により送付いただくようお願いします。

また、エクセルファイルで提出する場合は、ファイル名の最初に「保険医療機関コード（7桁の数字）」をご記入ください。

送付先メールアドレス：online-seikyu@mhlw.go.jp

届出書

医療情報・システム基盤整備体制充実加算の施設基準に係る届出書（様式2の5）

下記リンクよりダウンロードしてください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001048806.xlsx>

厚生労働省ホームページ

令和5年4月1日からの診療報酬上の特例措置等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00043.html

医療情報・システム基盤整備体制充実加算のオンライン請求要件に係る特例措置について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00044.html